

# 権利者の35条改正への思いとフォーラム設立の背景について

---

瀬尾 太一

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）常務理事  
一般社団法人日本写真著作権協会（JPCA）常務理事

2020.5.1

<協議会の設置>

「教育利用に関する著作権等管理協議会」の設置について  
平成28年9月 設立記者発表

ICT(情報通信技術)を有効活用して教育の情報化を進めるため、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で、教育分野における著作権の権利制限の見直しが行われている。教育の情報化は、教育の質の向上や教育の機会拡大につながり、促進すべきである。ただし、著作者の創作活動や出版活動が萎縮したり、阻害されたりすることがあってはならない。教育分野での著作物の円滑な利用と著作権者の権利保護を両立させるため、バランスの良い制度設計が必要である。

今般、教育分野に関係する権利者団体は一致して、ライセンス等、適切な制度の受け皿づくりを検討するため、「教育利用に関する著作権等管理協議会」を設置することにした。

参加団体(42団体、オブザーバー含)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 公益社団法人日本文藝家協会     | 公益社団法人日本漫画家協会   |
| 協同組合日本脚本家連盟       | 一般社団法人マンガジャパン   |
| 協同組合日本シナリオ作家協会    | 一般社団法人日本書籍出版協会  |
| 一般社団法人日本写真著作権協会   | 一般社団法人日本雑誌協会    |
| 公益社団法人日本写真家協会     | 一般社団法人学術著作権協会   |
| 公益社団法人日本広告写真家協会   | 一般社団法人日本新聞協会    |
| 一般社団法人日本写真文化協会    | 公益社団法人日本専門新聞協会  |
| 公益社団法人日本写真協会      | 一般社団法人自然科学書協会   |
| 一般社団法人日本写真作家協会    | 一般社団法人日本医書出版協会  |
| 一般社団法人日本スポーツプレス協会 | 一般社団法人出版梓会      |
| 日本肖像写真家協会         | 一般社団法人日本楽譜出版協会  |
| 全日本写真連盟           | 一般社団法人          |
| 日本自然科学写真協会        | 日本電子書籍出版社協会     |
| 日本風景写真協会          | 一般社団法人日本音楽著作権協会 |
| 一般社団法人日本美術著作権連合   | 一般社団法人日本レコード協会  |
| 一般社団法人日本美術家連盟     | 公益社団法人          |
| 公益社団法人            | 日本芸能実演家団体協議会    |
| 日本グラフィックデザイナー協会   | 一般社団法人教科書著作権協会  |
| 一般社団法人日本児童出版美術家連盟 | 一般社団法人日本図書教材協会  |
| 一般社団法人日本図書設計家協会   |                 |
| 一般社団法人日本理科美術協会    |                 |
| 一般社団法人日本出版美術家連盟   |                 |
| 一般社団法人            | オブザーバー          |
| 東京イラストレーターズソサエティ  | 日本放送協会          |
|                   | 一般社団法人日本民間放送連盟  |
|                   | 一般社団法人          |
|                   | 日本ケーブルテレビ連盟     |
|                   | 以上(順不同)         |

<補償金協会の設立について>

文化庁文化審議会 法制・基本問題小委員会の中間まとめを受けて(文化審議会提出)

教育利用に関する著作権等管理協議会 平成29年4月14日

文化庁文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会において検討されてきた教育に関する権利制限について、当協議会はその検討の経過と結論について注視してきた。その結果、平成29年2月24日開催の法制・基本問題小委員会で公表された中間まとめでは、一定の方向性が示されたと考える。

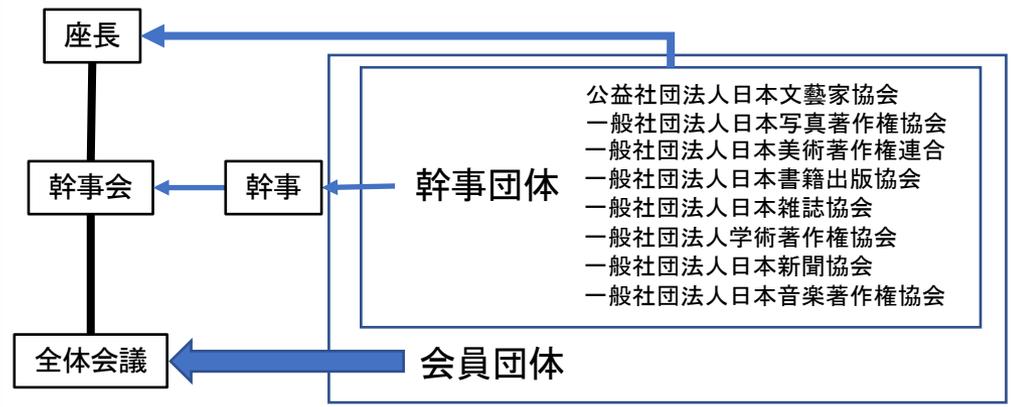
この中間まとめで記述されている「権利者団体において、補償金の受け皿となる団体の組成に向けて取組を進められるよう要請するとともに、最終報告書の段階でそのような見通しが得られるかを確認した上で、本課題についての取りまとめの内容を最終的に判断することとした。」との指摘を受け、

中間まとめにあるように異時公衆送信に係る権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合には、権利者の権利を擁護すると共に、同制度の円滑な運用を実現するため、改正法の施行に向けて、その受け皿となる団体を設立し、必要な準備に当たることとする。

また、中間まとめにも記載がある補償金以外のライセンス環境の整備については、本協議会及び各関係団体において、利用者との協議しつつ、並行して実現に向けた検討を行うものとする。

以上

教育利用に関する著作権等管理協議会



座長 日本写真著作権協会  
常務理事 瀬尾太一  
Mail: tachis@jpca.gr.jp

(事務局)  
公益社団法人 日本複製権センター  
<https://jrrc.or.jp/>

東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3F  
TEL 03-3401-2382  
FAX 03-3401-2386

# 「教育を知るための勉強会」の設置について

---

## 教育制度を知るための勉強会

### 本勉強会開催にあたって

瀬尾太一

昨今の知財、著作権環境においては、教育に関するテーマが多くなってきています。また、教育のICT化、教科書のデジタル化など、教育に関する数々のテーマが解決すべき課題として国の施策に挙げられています。そして今後、先の規制改革推進会議の答申のように、多様な機関から、教育に関する変革の要望が現れてくるでしょう。しかし、そのような問題を考えるにあたって私が実感したのは、教育という制度、仕組みそのものについて、自分がいかに無知であるか、という現実です。相手の立場や考え方、そしてその意見の背景にある制度そのものを知らずしては、まず、相互理解が出来ません。相互理解無き問題解決は、極めて困難なものとなるでしょう。

このため、今回、教育行政について深い知見を持つ吉田大輔さんをお願いして、勉強会を開催することといたしました。秋までにおおむね、5回程度の開催を考えております。勉強の内容は教育機関それぞれの指揮系統、管理系統、また教育に関する基本的な方針の決定やその財源など、まずは全体を把握できればと思っています。

会の体裁としては、大人数となると場所等の問題もあり、基本的に30人程度、クローズの勉強会ですが、教育に関する著作権等管理協議会幹事会の皆さまには、お声がけしていきたいと思っております。

実りある勉強会となることを願っております。

2017.7.14

コーディネイター 吉田大輔氏  
アドバイザー 井上由里子氏  
座長 瀬尾太一

# 「教育を知るための勉強会」の設置について

---

## 教育制度を知るための勉強会

勉強会継続にあたって

昨年、皆さまのご協力によって、教育制度を知るための勉強会を6回開催することが出来ました。毎回30名を超える皆さまにご参加いただき、大変活発で有意義な勉強会になったと感じております。コーディネーターの吉田さま、アドバイザーの井上さま、そしてご参加いただいた皆さまと、細やかなご協力をいただいた文化庁さまに感謝申し上げます。

さて、このように継続してきた勉強会ですが、まだ理解が及んでいない内容があると感じています。具体的には高等学校教育におけるICT活用の実際など、教育現場での利用方法や、その実態などについてです。可能であればこのようなテーマについて、3月までに3回程度、勉強会を継続させていただければと思います。また継続については、いくつかの団体様にもお願いし、少々、参加の対象を広くして開催したいと考えています。

ICT教育について、大きく制度が変わっていく過程であることを感じます。

日本にとって国の根幹をなす教育の制度について、権利者のみならず関係の皆さまとともに理解を深め、この勉強会が良い制度作りの一助になることを心より願っております。

皆さまのご参加、ご協力を賜れば幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

瀬尾 太一

2018.1.23

# 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

URL: <http://www.kyoiku-forum.sakura.ne.jp>

## <設置の目的>

今後日本が直面するであろうAIを基盤とした新しい経済構造の社会に対応するため、現在、多方面にわたる変革が進められている。その中で最も重要な対応を必要とする分野のひとつが教育におけるICTの活用である。

2018年5月に公布された著作権法の改正は、このための重要なステップであり、改正法に基づく制度の運用のための環境整備が、早期に求められている。また、法改正を契機として、改正法がカバーできる範囲にとどまらず、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うことができるようにするための様々な環境の整備をあわせて行っていくことが望まれる。

ここで、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組むこととした。このフォーラムは、改正された著作権法の趣旨に基づき、教育において、より円滑に著作物を利用できる環境を、速やかに実現するための議論を行うことを目的とする。

## <フォーラムの取扱うテーマ>

- ①教育利用の補償金の支払等について
- ②教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④補償金制度を補完するライセンス環境について

## 総合フォーラム

総合フォーラムは、権利者団体及び学校種ごとに各教育機関の設置者を代表する団体の関係者で、各団体の意見を集約したり、代表したりしていただくことのできる方を構成員とし、専門フォーラムからの意見を適宜検討して、フォーラムとしての議論のとりまとめを順次行う。

※2018年12月より、専門フォーラムでの検討状況を踏まえつつ、今年度中に3回開催



連携して検討

## 専門フォーラム

専門フォーラムは、権利者団体の関係者及び教育関係団体関係者のうち教育現場における著作物利用の実態や著作権制度について知見をお持ちの方を構成員とし、上記各テーマについて検討を行い、その結果を総合フォーラムに報告する。

※2018年12月より、月に1回程度の開催

## (構成団体・構成員例)

### 権利者側

教育利用に関する著作権等管理協議会を構成する各権利者団体

### 利用者側

初等中等教育 全国都道府県教育委員会連合会

初等中等教育 全国市町村教育委員会連合会

初等中等教育 日本私立小学校連合会

初等中等教育 日本私立中学高等学校連合会

高等教育 国立大学協会

高等教育 日本私立大学団体連合会

高等教育 公立大学協会

高等教育 国立高等専門学校機構

専修学校・各種学校全国専修学校各種学校総連合会

その他 有識者 関係団体 等



## 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

- 2019年1月22日設立
- Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons (略称SARTRAS)
- <https://sartras.or.jp>
- 目的
  - 本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受け取る権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、**教育分野の著作物等の利用の円滑化を図る**ことにも普及に寄与することを目的とする。
- 事業
  - 著作権法第104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受け取る権利の行使に関すること
  - 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
  - 著作権制度の普及啓発及び調査研究
  - 著作物の創作の振興及び普及
  - 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
  - 教育における著作物等の利用に関する調査研究
  - 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 社員の構成

著作権法分類	分野	社員	構成団体
イ	新聞分野	新聞教育著作権協議会	新聞教育著作権管理協会 その他参加希望団体等
	学術分野	言語等教育著作権協議会	学術著作権協会
	著作者分野		日本文藝家協会
			日本脚本家連盟
			日本シナリオ作家協会
			その他参加希望団体等
	視覚芸術等教育著作権協議会		日本写真著作権協会
		日本美術著作者連合	
		日本漫画家協会	
		その他参加希望団体等	
出版者分野	出版教育著作権協議会	日本雑誌協会 日本書籍出版協会 その他参加希望団体等	
音楽分野	音楽等教育著作権協議会	日本音楽著作権協会	
実演家分野		日本芸能実演家団体協議会	
レコード分野		日本レコード協会 その他参加希望団体等	
二	放送分野	映像等教育著作権協議会	日本放送協会
ホ	有線放送分野		日本民間放送連盟
			日本ケーブルテレビ連盟 その他参加希望団体等